

山県市告示第158号

山県市医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月25日

山県市長 林 宏優

山県市医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰に伴い光熱費及び燃料費に、大きな影響を受けている市内の医療機関及び福祉サービスを提供する事業所（以下「医療福祉サービス事業所」という。）の経済的負担を軽減し、質の高いサービス等を継続して提供できるよう医療福祉サービス事業所に対して原油価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、山県市補助金等交付規則（平成15年山県市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、令和4年10月1日現在において市内で次の施設・事業所の運営又は事業（以下「交付対象事業」という。）を行う者とする。ただし、市から指定管理者の指定又は委託等を受けて運営する事業を除く。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する各種介護サービスの提供がされる施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条に規定する養護老人ホーム、同法第29条第1項の規定により岐阜県知事に届出をしている有料老人ホーム若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により岐阜県知事が登録をし

ているサービス付き高齢者向け住宅

(2) 次に定める医療機関等

ア 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち保険医療機関である病院

イ 診療所 医療法第1条の5第2項で規定する診療所のうち保険医療機関である診療所

ウ 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で規定する薬局のうち保険薬局である薬局

エ 施術所 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づき、保健所に届け出ている施術所のうち、令和4年7月1日から令和4年9月30日までの間に保険の対象となる施術を行った実績のある施術所

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条の規定により障害福祉サービスを行う事業所又は相談支援を行う事業所

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2の規定により障害児通所支援（医療型児童発達支援を除く。）を行う事業所及び障害児相談支援を行う事業所並びに同法第6条の3の10の規定により小規模保育事業を行う施設及び同法第6条の3の13の規定により病児保育事業を行う施設並びに同法第59条の2第1項の規定による届出を行っている認可外保育施設

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象事業者としないものとする。

(1) 指定介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の空床を利用してサービスを提供する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所である場合

(2) 光熱費及び燃料費に対する他の原油価格・物価高騰支援金を受給している場合

(3) 市税等を滞納している場合

(4) 山縣市暴力団排除条例（平成24年山縣市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な

関係を有すると認められる場合

(5) その他市長が適当でないと認める場合

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとし、それぞれの施設区分ごとに事業所の数を乗じて得た額の合計額とする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年1月31日までに市長に提出するものとする。

(1) 支援金の振込先が分かる金融機関の口座の通帳等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、山口市医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

(交付の取消し)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、支援金の交付が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金交付決定額の一部若しくは全部を取り消し、又は既に交付した支援金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りの申請により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援に係る事業以外の目的に使用したとき。

(3) 事業の遂行が不能になったとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した支援金に係る第6条及び第7条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

施設区分		支援金額
高齢者・介護関係	居宅介護支援	30,000円
	訪問介護	30,000円
	訪問看護（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く。）	30,000円
	訪問リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く。）	30,000円
	訪問看護ステーション	30,000円
	通所介護	50,000円
	地域密着型通所介護	50,000円
	通所リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く。）	50,000円
	認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）	50,000円
	山口市介護予防・生活支援サービス（訪問介護・通所介護及び地域密着型通所介護を併設して実施する場合を除く。）	50,000円
	短期入所生活介護（介護予防を含む。）	100,000円
	短期入所療養介護（介護予防を含む。）	100,000円

	小規模多機能型居宅介護	100,000円
	認知症対応型共同生活介護（介護予防も含む。）	100,000円
	介護老人福祉施設（入所定員29人以下）	100,000円
	介護老人福祉施設（入所定員30人以上）	300,000円
	介護老人保健施設	300,000円
	養護老人ホーム	300,000円
	サービス付き高齢者向け住宅（入居定員10人以下）	100,000円
	サービス付き高齢者向け住宅（入居定員11人以上）	300,000円
障害福祉関係	施設入所支援	300,000円
	共同生活援助	100,000円
	短期入所	100,000円
	生活介護	50,000円
	自立訓練（機能・生活）	50,000円
	就労移行支援	50,000円
	就労継続支援A型	50,000円
	就労継続支援B型	50,000円
	居宅介護	30,000円
	計画相談支援	30,000円
	児童発達支援	50,000円
	放課後等デイサービス	50,000円
	医療関係	病院
診療所		100,000円
薬局		50,000円
施術所		30,000円
保育関係	小規模保育事業施設	50,000円
	病児保育事業施設	20,000円
	認可外保育施設	50,000円

	幼稚園	300,000円
--	-----	----------